

事務連絡
令和8年2月9日

立川市都市計画審議会委員 各位

都市整備部都市計画課長
産業まちづくり部農業振興課長

生産緑地地区に関するご質問について（報告）

日頃より審議会の運営につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年11月21日（金）に開催いたしました立川市都市計画審議会において、生産緑地地区に関するご質問を頂戴いたしました。このことについて、以下のとおり確認いたしましたので、ご報告いたします。

【ご質問】

令和8年1月1日付生産緑地地区の変更における「面積精査増」について、地区番号150や地区番号348については、測量の誤差ではなかなか出てこない面積であるので、再度確認されたい。

【回答】

立川市では過去、生産緑地地区の指定面積については、登記面積や、公図により算出した面積を根拠としていたため、実測面積に拠らないことがありました。一方、現在の生産緑地地区の指定や解除（買取申出）、分筆等による変更における面積については、地積測量図もしくは測量士等作成の実測図を基にした、実測面積を根拠としております。このことから、地区によっては「面積精査増」（いわゆる「縄伸び」）が生じ、地区によってはその値が大きくなることを確認いたしました。

生産緑地地区 番号	従前筆数・面積	従後筆数・面積	面積増減
150	1筆・2,303 m ² (登記面積)	1筆・3,427.92 m ² (実測面積)	+1,124.92 m ²
348	5筆・10,805.42 m ² (登記面積)	9筆・12,529.03 m ² (実測面積)	+1,723.61 m ²

※従前・従後で面積が異なる筆のみ記載。

【問い合わせ先】

○都市計画決定について

都市整備部都市計画課都市総務係 鈴木・永瀧

電話：042-523-2111（内線2365・2371）

○生産緑地制度・農地政策について

産業まちづくり部農業振興課農地政策係 熊谷・東島

電話：042-523-2111（内線2654）